

# Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

November 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパーは、全世界150カ国に146,000人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパー(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約500人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

本Tax Newsで紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人  
プライスウォーターハウスクーパー  
金融部**

〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話：03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパー  
プライスウォーターハウスクーパーとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパー、または、プライスウォーターハウスクーパーのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 日・豪新租税条約締結交渉の 基本合意について

財務省は、日本とオーストラリアとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定」(昭和45年条約第10号)の改正交渉が、2007年8月3日に基本合意に至ったことを同日に公表しています。

新条約は、1969年に署名された現行条約の内容を全面的に改めるものであり、基本合意の内容は、OECDモデル条約を基本としつつも、租税回避の機会を最小化し、併せて日豪両国間の投資活動の一層の促進、貿易・投資交流の促進を図るための措置を講じるものとされています。

新条約の詳細については、現段階では未確定ですが、日豪間の配当、利子および使用料の支払いにおける源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられるとともに、条約の濫用を防止する措置の導入が図られる見込みです。また、平成17年度税制改正により国内法では措置が講じられた事業譲渡類似株式と不動産化体株式のキャピタル・ゲイン課税に関して、新条約においてどのように規定されるかも今後注目されます。

新条約の発効までの日程は決まっていますが、参考までに、日・米租税条約では、2003年6月11日基本合意、2003年11月7日署名、2005年1月1日全面的に発効という日程でした。

今月のニュースレターでは、新条約について見込まれている主な改正ポイントについてご紹介します。新条約におけるこれらの所得についての源泉地国での課税および適用限度税率は、次のように要約されます。

		現行条約	新条約
配当	親子会社間	15%	免税(持株割合80%以上) または5%(持株割合10%以上)
	その他		10%(注)
利子		10%	免税(金融機関、政府機関等) 10%(その他)
使用料		10%	5%

(注)不動産投資信託(REIT)および支払配当の損金算入が認められる法人からの配当に対する  
限度税率は15%

#### (1) 配当に対する源泉所得税

親子会社間の配当の支払いに係る源泉地国での源泉徴収税率が免税または5%に引き下げられる見込みです(親子会社間の持株割合が80%以上の場合に免税となり、持株割合が10%以上の場合に5%となる予定です)。その他の配当については現状の15%から10%に引き下げられる見込みです。ただし、不動産投資信託(REIT)および支払配当の損金算入が認められる法人からの配当に対する限度税率は15%とされる見込みです。

#### (2) 利子に対する源泉所得税

利子の支払いに係る源泉地国での源泉徴収税率が、金融機関、政府機関等が受け取る利子については免税となる見込みです。それ以外の利子については、引き続き10%の源泉所得税が課されることとなる見込みです。

#### (3) 使用料に対する源泉所得税

使用料の支払いに係る源泉地国での源泉徴収税率が現状の10%から、5%に引き下げられる見込みです。

#### (4) 特典制限条項の導入

2003年に合意に至った日・米租税条約と同様に、一定の適格者等以外に条約の特典を与えることを制限する措置(Limitation on Benefits)が導入されると見込まれています。

#### (5) 匿名組合を通じた所得への課税

匿名組合を通じた所得に対して、日本における課税権確保の措置が講じられる見込みです。

#### (6) その他

移転価格の遡及更正可能期間について一定の期間に制限される見込みです。また、一定の期間行われる天然資源の探査開発活動について恒久的施設として規定される見込みです。その他に、「不動産所得」および「譲渡所得」等の規定を新たに設けるほか、「情報交換」等の規定も最新のOECDモデル条約に沿った規定となる見込みです。

新条約において特典制限条項が導入される場合、日・米租税条約と同様に、重層的な規定になることが考えられます。特典条項に関する付表も含め、新条約に関連した租税条約に関する届出書の提出に際しては、私ども税務アドバイザーへご相談されることをお勧めします。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	ギータ・ラム	03-5251-2846	geeta.r.ram@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com